

2.	沖縄県海岸漂着物対策推進協議会の組織・運営等	2-1
2.1	目的	2-1
2.2	協議会組織	2-2
2.2.1	協議会の形態	2-2
2.2.2	協議会の構成と役割	2-2
2.2.3	協議会の運営方法	2-3
2.3	運営スケジュール	2-4
2.4	沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会（県協議会）	2-5
2.4.1	議事次第	2-5
2.4.2	議事概要	2-7
2.4.3	指摘事項と対応	2-9
2.5	沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（八重山諸島）	2-11
2.5.1	議事次第	2-11
2.5.2	議事概要	2-13
2.5.3	指摘事項と対応	2-16

2. 沖縄県海岸漂着物対策推進協議会の組織・運営等

2.1 目的

沖縄県における海岸漂着物対策の方針や実施内容等を検討・評価するため、海岸漂着物処理推進法第13条に基づき国が定めた基本方針を踏まえ、同法第15条で定める海岸漂着物対策推進協議会を組織、運営した(図2.1-1)。

本事業で実施する協議会は、同法第15条第2項第2号で定める「海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。」の事務を行うものとし、また、協議の主な内容は海岸漂着物の回収処理及び発生抑制対策に係るものとした。なお、本事業では地域計画の作成又は変更を実施しないことから、これに係る協議は行わないこととした。



図 2.1-1 【参考】「海岸漂着物処理推進法」による海岸漂着物対策推進協議会の概要

2.2 協議会組織

2.2.1 協議会の形態

沖縄県における海岸漂着物対策の方針や実施内容等を検討・評価するため、海岸漂着物処理推進法第13条に基づき国が定めた基本方針を踏まえ、同法第15条で定める海岸漂着物対策推進協議会を組織、運営し、沖縄県の海岸漂着物対策について情報共有、連絡調整、意見交換等を図るものとする。なお、本事業で実施する協議会は、同法第15条第2項第2号で定める「海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。」の事務を行うものとし、本事業では地域計画の作成、又は変更を実施しないことから、これに係る協議は行わない。

2.2.2 協議会の構成と役割

沖縄県は、41の市町村が存在し、かつ広大な県域を持つことから、一つの協議会に地域関係者を集めて実施することは現実的でない判断される。したがって本事業では、平成21～23、25、26年度に沖縄県が組織した海岸漂着物対策に係る協議会と同様に、主に県レベルの協議を実施する「沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会」（以下、「県協議会」という。）と、主に地域レベルの協議を行う「沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（八重山諸島の1地域）」（以下、「地域協議会」という。）を組織した。なお、平成28年度は県協議会と地域協議会（八重山諸島）をそれぞれ1回程度実施した。

また、県協議会及び地域協議会それぞれの構成と役割は、概ね以下に列記するとおりであり、また図2.2-1の概念図に示すとおりとした。

なお、協議会の会場選定は、開催日及びオブザーバーを含めた参加人数等を考慮して行うものとした。開催地は、県協議会は那覇市、地域協議会（八重山諸島）は石垣市とした。

・ 県協議会

県協議会は、沖縄県及び各関係機関の代表者、学識経験者等を主体に構成し、地域計画や平成21～27年度に県が実施した海岸漂着物対策に係る事業の成果等を踏まえて、本事業の実施計画及び内容について県レベルの協議及び対策推進に係る連絡調整等を行った。

・ 地域協議会

地域協議会は、八重山諸島1地域で実施することとし、地域協議会委員を組織する。地域協議会では、地域の行政機関、NPO等民間団体等の多様な主体からの参加により、地域計画や平成21～27年度に県が実施した海岸漂着物対策に係る事業の成果等、更には先立って開催予定の県協議会による議論を踏まえ、本事業の実施計画内容について地域レベルの協議及び対策推進に係る連絡調整等を行った。

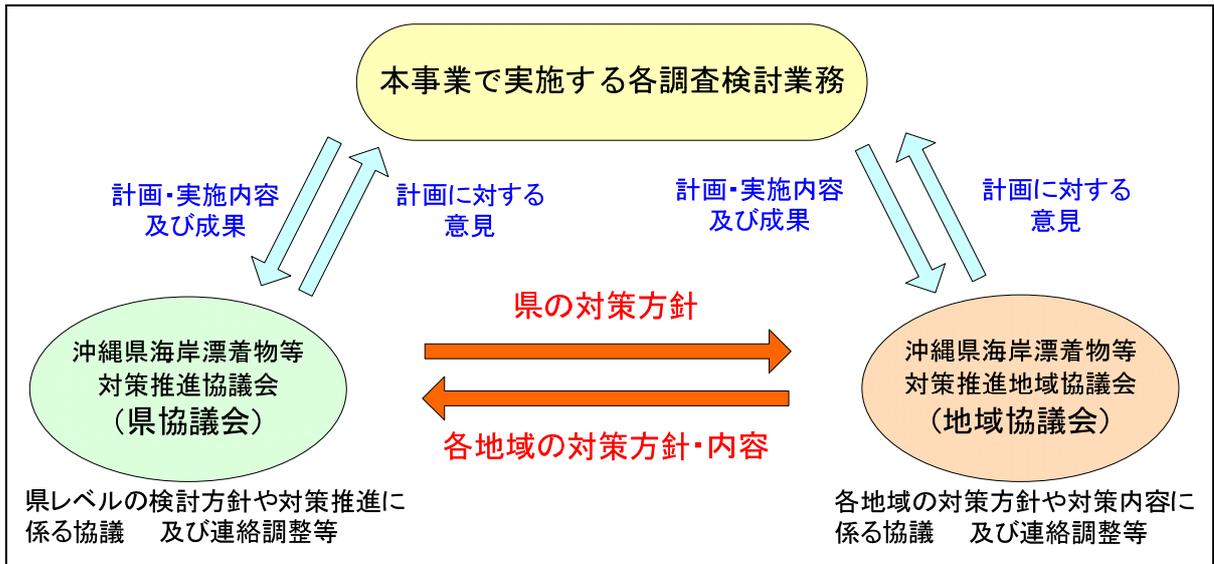


図 2.2-1 県協議会と地域協議会の役割の概念図

2.2.3 協議会の運営方法

当企業体は、県協議会・地域協議会共に事務局となる沖縄県担当課の補助を含め、主に表 2.2-1 に列記する事務を行うこととした。

表 2.2-1 協議会の運営方法

実施項目		沖縄県担当課	当企業体
準備	協議会設置、委員選定	決定	選定補助、委嘱手続き
	日程調整、会場手配	開催日決定、会場手配	日程調整、会場・速記者手配
	委員との連絡・調整	広報手配	案内状送付
	資料作成 委員との事前調整	作成方針検討 内容確認・指摘	資料作成、事前発送 委員との事前調整
開催日	当日の会議運営	事務局	会場設営、資料説明
事後作業	議事概要作成、指摘事項整理	作成方針検討 内容確認・指摘	資料作成
	成果整理と評価 今後の対策への展開検討		
	開催結果報告	資料・議事録 HP 公開	事後報告と事後における委員の指摘整理

2.3 運営スケジュール

平成 28 年度は、県協議会、八重山地域協議会を各 1 回開催した。各協議会の開催日時と場所は以下のとおりである。開催状況を図 2.3-1 に示す。

●沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会（県協議会）

平成 28 年 10 月 24 日 13:30～16:00 沖縄県南部合同庁舎（4 階第 1 会議室）

●沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（八重山地域協議会）

平成 28 年 11 月 2 日 13:30～16:00 大濱信泉記念館（2 階多目的ホール）



図 2.3-1 沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会及び地域協議会の開催状況

2.4 沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会（県協議会）

2.4.1 議事次第

日時：平成 28 年 10 月 24 日（月）

13:30～16:00

場所：沖縄県南部合同庁舎
4階 第1会議室

議 事

開会（13:30）

1. 沖縄県あいさつ
2. 資料の確認
3. 委員の紹介〔資料 1〕
4. 議事
 - ①海岸漂着物等対策推進事業及び協議会の目的〔資料 2〕
 - ②平成 21～27 年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料 3〕
 - ③平成 28 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画(案)〔資料 4〕
 - ④海岸漂着物等の回収事業について〔資料 5〕
 - ⑤海岸漂着物のモニタリング調査(案)〔資料 6〕
 - ⑥海岸漂着物及び有害物質の影響と対策方針の検討(案)〔資料 7〕
 - ⑦発生抑制対策に係る事業計画(案)〔資料 8〕
 - ⑧平成 29 年度の実施計画(案)〔資料 9〕
5. その他

閉会（16:00）

配布資料

- 資料 1 平成 28 年度沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会 委員名簿
- 資料 2 海岸漂着物等対策推進事業及び協議会の目的
- 資料 3 平成 21～27 年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要
- 資料 4 平成 28 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画(案)
- 資料 5 海岸漂着物等の回収事業
- 資料 6 海岸漂着物のモニタリング調査(案)
- 資料 7 海岸漂着物及び有害物質の影響と対策方針の検討(案)
- 資料 8 発生抑制対策に係る事業計画(案)
- 資料 9 平成 29 年度の実施計画(案)

参考資料 海岸清掃活動における事故防止・危険な海岸漂着物の扱い等について

平成 28 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業
第 1 回 沖縄県海岸漂着物等対策推進協議会 出席者名簿

(五十音順、敬称略)

委員		
(欠席) 新垣 喜春	沖縄県町村会 事務局長、沖縄県離島振興協議会 事務局長	
川平 陽一	宮古島市生活環境部環境衛生課 課長	
古賀 聡	第十一管区海上保安本部環境防災課 課長	
(欠席) 小島 あずさ	一般社団法人 JEAN 事務局長	
島袋 均	沖縄県農林水産部漁港漁場課 課長	
(欠席) 新里 武広	渡嘉敷村経済建設課 課長	
棚原 憲実	沖縄県環境部 環境企画統括監	
堤 純一郎	国立大学法人琉球大学工学部環境建設工学科 教授	
仲里 崇	沖縄県漁業協同組合連合会 指導課長	
(欠席) 永山 正	沖縄県土木建築部海岸防災課 課長	
(代理) 中村 猛	同 管理班 班長	
(欠席) 西村 学	環境省九州地方環境事務所 保全統括官	
(代理) 赤塚 康司	同 那覇自然環境事務所環境対策課 環境管理専門官	
藤田 喜久	沖縄県立芸術大学 全学教育センター 准教授	
前底 正之	石垣市市民保健部 部長 兼 環境課長	
(欠席) 本原 康太郎	沖縄県農林水産部農地農村整備課 課長	
(代理) 仲間 秀樹	同 施設管理班 班長	
山口 晴幸	防衛大学校 名誉教授	
アドバイザー		
(欠席) エドワード・H・サン チェス	NPO 法人沖縄海洋文化と自然環境アクションネットワーク (沖縄 O. C. E. A. N) 理事長	
小菅 陽子	NPO 法人美ら海振興会 理事	
鹿谷 麻夕	しかたに自然案内 代表	
事務局		
松田 了	沖縄県環境部環境整備課 課長	
山内 努	沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班 班長	
前川 龍太	沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班 主任	
平成 28 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業 受託者：		
日本エヌ・ユー・エス(株)・(株)沖縄環境保全研究所 共同企業体		
野上 大介	日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事務所長/環境管理ユニット	
後藤 澄江	日本エヌ・ユー・エス(株)環境評価ユニット	
佐々木 壮	(株)沖縄環境保全研究所環境部環境技術課	

2.4.2 議事概要

議題1 海岸漂着物等対策推進事業及び協議会の目的〔資料2〕

- 1) 協議会の規約等が示されていない。
→要項をすでに配布しているので資料からは割愛している。
- 2) p2の平成28年度の予算は環境省の全国の1年の予算か。
→この額は環境省の平成28年度概算要求時の額であり、平成27年度の補正予算も含めると約30億円の予算がついている。平成29年度予算についてはこれから要求していく。

議題2 平成21～27年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

- 1) 漂着ごみのモニタリングによる経年変化では漂着ごみの漂着量は年々増えてきているようだ。回収のみに予算をつけ続けることも困難なため発生抑制対策が重要になると考えられる。沖縄本島の人工的な埋め立ての漂着状況への影響や、海に来る観光客増加に伴うごみ状況への影響も気になっている。
→漂着ごみのモニタリング調査結果からは、ごみの種類や国別の組成に変化が見られないことから、埋め立てや、観光客増加の影響はあまり無いと思われる。平成24,25年度は台風の影響で流木が多くなっていると考えられる。

議題3 平成28年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画(案)〔資料4〕

特になし

議題4 海岸漂着物等の回収事業について〔資料5〕

- 1) 市町村は何か漂着ごみの対策はやっているのか。
→県の補助金を活用した回収事業や、発生抑制対策として地元小中学校の環境教育を実施している。

議題5 海岸漂着物のモニタリング調査(案)〔資料6〕

- 1) マイクロプラスチックの調査においては、統一的な方法論が確立されていないことに課題がある。誰でも簡単にできて、均一的な状況を把握出来る効果的な調査方法を提案してほしい。非常に難しいと考えられるが、特に海岸、砂浜などの調査方法はぜひ検討してもらいたい。
→調査結果を残せる方法で、誰でも出来るよう精度にこだわらない等の条件で、なるべく取り組みやすい方法を検討する。

議題6 海岸漂着物及び有害物質の影響と対策方針の検討(案)〔資料7〕

- 1) 有害物質についてはデータが揃ってきており、世界的な問題になっている。東京湾の魚からもマイクロプラスチック等が検出されている。
→海の生物を対象とした研究事例は多いが、海岸に生息する生物を対象としたものは殆どない。藤田委員の研究では海岸に生息するカニ類の内臓と筋肉から重金属等を検出しており、食べ物から体内に移行した可能性がある。また、砂に有害物質が溶出し、それが鰓から体内に移行するなど、汚染のルートが複雑化していると思われる。様々な有害物質の影響の

有無は物質により異なると思われ、詳細については現時点では明らかではないが、漂着ごみの対策を進める重要性を示す、説得力のあるデータとなると考えている。

議題 7 発生抑制対策に係る事業計画(案)〔資料 8〕

- 1) 海外の方は交流事業等の内容で良い。県内の河川からのごみについて、県庁内で河川委員会などを通じて地元の清掃活動についてモニタリングできないか。
→ご指摘については、県土木建築部と状況を確認した上で実施を検討していきたい。この事業の中で平成 26 年度に県内の 2 級河川を踏査し、ごみマップを作成している。今後はこの成果を環境教育等の教材として活用できないか WG で検討する予定であり、本協議会資料中では年度以降の課題として挙げている。
- 2) 台湾との交流ではお互い顔の見える付き合いに意義があった。共通の課題や違った事情等の情報交換もできて、漂着ごみ問題に進展が見られた。今後中国との交流に期待する。

議題 8 平成 29 年度の実施計画(案)〔資料 9〕

- 1) 美ら海振興会によりチービシで県内企業 100 名ほどと共同で海岸清掃活動を実施した際に、割れたお酒のビンや浜焼きなどの跡を目にした。周辺で事業をしている観光業者が関わっていると考えられるが、行政の方でルールづくりのようなものはできないか。
→観光業に関わる人のためのルールづくりが必要であり、県の方で検討したい。
- 2) 石垣市の最終処分場の廃棄物受入量があと何年も持たないため、漂着ごみなどが増えるとごみ問題に收拾がつかないので対応を検討して欲しい。マイクロプラスチックの話では、魚が有害物質を含んでいるという風評被害につながる懸念があるため、その対応もお願いしたい。
→ご指摘頂いた課題については、県の中で議論できるもの、国に上げて考えるべきものを分けて検討していくべきと考えている。
→石垣市の状況は県としても理解している。実施可能な対策を検討していきたい。
- 3) この事業の評価をするポイントがないので、事業の成果が見えにくい。
→前年度は補正予算で業務を実施したため、時間的な制約で協議会等が開催出来ず、評価の機会が作りにくかった。
- 4) 不明な液体などの危険物はどのように処分すれば良いのか。
→参考資料として危険な海岸漂着物の扱い等について配布している。

その他

- 1) 漁業用ブイは高価なため、県内の漁業者が故意にブイを流しているとは考えにくい。
→調査結果から、黒ブイや小型の水色ブイは中国製と判明している。
- 2) 時おり漂着がみられる水銀ランプには、水銀が含まれているので取扱には注意しなくてはならない。

以上

2.4.3 指摘事項と対応

議題1 海岸漂着物等対策推進事業及び協議会の目的〔資料2〕

特になし

議題2 平成21～27年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

特になし

議題3 平成28年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画(案)〔資料4〕

特になし

議題4 海岸漂着物等の回収事業について〔資料5〕

特になし

議題5 海岸漂着物のモニタリング調査(案)〔資料6〕

1	<p>【指摘】マイクロプラスチックの調査方法について、特に海岸における調査については誰でも簡単にできて、均一的な状況を把握出来る効果的な調査方法を提案してほしい。</p> <p>【対応】本年度は海岸漂着物のモニタリング調査時にマイクロプラスチックの回収方法を検討する予定としているが、ご指摘の点も踏まえて海岸における調査方法を検討したい。</p>
---	---

議題6 海岸漂着物及び有害物質の影響と対策方針の検討(案)〔資料7〕

特になし

議題7 発生抑制対策に係る事業計画(案)〔資料8〕

1	<p>【指摘】県内の河川からのごみについて、県庁内で河川委員会などを通じて地元の清掃活動についてモニタリングできないか。</p> <p>【対応】平成26年度に実施した県内2級河川のごみ調査結果については、単に河川からのごみの発生状況の情報を共有するための資料作成に留まらず、県内河川の美化活動を実施している団体・機関と連携して有効活用できるよう努めていく。</p>
2	<p>【指摘】台湾との交流ではお互い顔の見える付き合いに意義があった。共通の課題や違った事情等の情報交換もできて、漂着ごみ問題に進展が見られた。今後中国との交流に期待する。</p> <p>【対応】海岸漂着物の発生源になっていると考えられる中国からの流出防止を直接的に求めるのではなく、お互いにごみを出さない社会を構築するために、中国、台湾の地方都市や民間団体とどのような協力ができるのか検討していきたい。</p>

議題 8 平成 29 年度の実施計画(案)〔資料 9〕

1	<p>【指摘】 美ら海振興会によりチービンで県内企業と共同で海岸清掃活動を実施した際に、割れたお酒のビンや浜焼きなどの跡を目にした。周辺で事業をしている観光業者が関わっていると考えられるが、行政の方でルールづくりのようなものはできないか。</p> <p>【対応】 観光業で出されたごみは、事業系の廃棄物としてその観光業者が適切な対応を取る責任があると考えられるが、一層の観光客の理解と協力を得るなど、観光業の責任論だけでは問題が解決しない部分もあると思われる。沖縄県が実施している海岸漂着物対策は、回収処理と発生抑制の両面から進めていることから、単一的な解決方法を探るのではなく、様々な関係者が取組める方策を広い目線で検討していきたい。</p>
2	<p>【指摘】 マイクロプラスチックの課題では、魚が有害物質を含んでいるという風評被害につながる懸念があるため、その対応もお願いしたい。</p> <p>【対応】 マイクロプラスチックや漂着物に含まれる有害物質の問題については、それを単に問題視するのではなく、状況を冷静に見極めつつも、県内の産業や生活を守るための方策を重視した対応が求められると考えている。本年度は、海岸漂着物に含まれる有害物質に係る専門家による対策会議を実施する予定であり、専門家からのご意見も踏まえつつ、今後の対策方針について慎重に検討していく予定である。</p>

以上

2.5 沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（八重山諸島）

2.5.1 議事次第

日時：平成28年11月2日（水）
13:30～16:00
場所：大濱信泉記念館
2階 多目的ホール

議 事

開会（13:30）

1. 沖縄県あいさつ
2. 資料の確認
3. 委員の紹介〔資料1〕
4. 議事
 - ①海岸漂着物等対策推進事業及び協議会の目的〔資料2〕
 - ②平成21～27年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕
 - ③平成28年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画(案)〔資料4〕
 - ④海岸漂着物等の回収事業について〔資料5〕
 - ⑤海岸漂着物のモニタリング調査(案)〔資料6〕
 - ⑥海岸漂着物及び有害物質の影響と対策方針の検討(案)〔資料7〕
 - ⑦発生抑制対策に係る事業計画(案)〔資料8〕
 - ⑧平成29年度の実施計画(案)〔資料9〕
5. その他

閉会（16:00）

配布資料

資料1 平成28年度沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（八重山諸島） 委員名簿

資料2 海岸漂着物等対策推進事業及び協議会の目的

資料3 平成21～27年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要

資料4 平成28年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画(案)

資料5 海岸漂着物等の回収事業

資料6 海岸漂着物のモニタリング調査(案)

資料7 海岸漂着物及び有害物質の影響と対策方針の検討(案)

資料8 発生抑制対策に係る事業計画(案)

資料9 平成29年度の実施計画(案)

参考資料1 平成28年度第1回県協議会の議事概要(案)及び指摘事項に対する対応(案)

参考資料2 海岸清掃活動における事故防止・危険な海岸漂着物の扱い等について

平成 28 年度沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業
第 1 回 沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（八重山諸島） 出席者名簿

（順不同、敬称略）

委員		
国関係機関	（欠席）環境省那覇自然環境事務所石垣自然保護官事務所 上席自然保護官 第十一管区海上保安本部石垣海上保安部警備救難課 専門官	若松 徹 金城 義幸
沖縄県 関係機関	（欠席）沖縄県総務部八重山事務所総務課 課長 （代理） 同 総務振興班 班長 沖縄県土木建築部八重山土木事務所維持管理班 班長 沖縄県農林水産部八重山農林水産振興センター 農林水産整備課漁港水産班 班長 沖縄県農林水産部八重山農林水産振興センター 農林水産整備課農林整備班 班長 沖縄県保健医療部八重山保健所生活環境班 班長 沖縄県環境部環境整備課 課長	名城 政広 新垣 伸弥 當眞 和彦 宮城 靖 古波蔵 みな子 新垣 博 松田 了
市町村 関係機関	石垣市市民保健部 部長 兼 環境課長 竹富町自然環境課 課長 （欠席）与那国町まちづくり課 課長	前底 正之 新盛 勝一 前大舩 和夫
他団体	八重山漁業協同組合 会計主任 （欠席）与那国町漁業協同組合 代表理事組合長 石垣島沿岸レジャー安全協議会 役員 海 LOVE ネットワーク事務局 実行委員長 石垣ビーチクリーンクラブ 代表 公益財団法人 WWF ジャパンサンゴ礁保護研究センター センター長 NPO 法人西表島エコツーリズム協会 理事 西表エコプロジェクト 代表	新城 和彦 嵩西 茂則 大堀 健司 笠原 利香 佐藤 紀子 鈴木 倫太郎 徳岡 春美 森本 孝房
事務局	沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班 班長 沖縄県環境部環境整備課一般廃棄物班 主任	山内 努 前川 龍太
平成 28 年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業 受託者：		
	日本エヌ・ユー・エス(株)・(株)沖縄環境保全研究所 共同企業体 日本エヌ・ユー・エス(株)沖縄事務所長/環境管理ユニット 日本エヌ・ユー・エス(株)環境評価ユニット (株)沖縄環境保全研究所環境部環境技術課	野上 大介 後藤 澄江 佐々木 壮

2.5.2 議事概要

議題1 海岸漂着物等対策推進事業及び協議会の目的〔資料2〕

特になし

議題2 平成21～27年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

- 1) マイクロプラスチックの生物影響について、観光業等への風評被害の議論を以前に行ったが、地域の環境教育の場で使用すればいいか。
→ 沖縄県内ではマイクロプラスチックの誤食について具体的な実証はされていないと思うが、生物の誤食がそのまま食品の安全性に影響するとの事例は現時点ではなく、データは公表されるが、現時点で大きな問題になることはないと考えている。
海ごみが問題視されて30年ほどしかたっていないため、知見も少ないことから、今後の影響を考えるためにも現状から調査する必要がある、というのが業務の出発点になっている。
- 2) マイクロプラスチックの生物影響について、水産庁等が魚、食の安全についてマイクロプラスチックに対する対応（基準等）は検討しているか。
→ 現時点では聞いていない。本事業で実施する有識者会議において、数字の取り扱いについても検討することになっており、その結果を紹介しながら進めていきたい。

議題3 平成28年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画(案)〔資料4〕

特になし

議題4 海岸漂着物等の回収事業について〔資料5〕

- 1) 西表島では今年度、大量に流木が打ち上げられている。流木についても処理してほしい。また、流木のみでの回収ではなく、海岸漂着物と同時に回収・処理を行うほうが効率がよい。
→ 環境省とも議論をしたが、流木については所有者が判明しており、所有者が処理するという原則があることから、本事業での処理は難しいと聞いている。県の海岸防災課と検討を進めているところではある。少なくとも本事業での処理は難しい。9月の議会に土木建築部の海岸防災課が予算の要求を提出したと聞いている。予算が取れば回収事業を今年度実施することになる。また、海岸漂着物については竹富町、八重山土木事務所でも回収を実施しており、実施海岸、日程等を相談すると効率よく実施できる。
→ 木材として利用する人もいる。県として呼びかけを行うとよい。利用することでごみではなくなり資材になる。
→ 平成23年度の協議会で大量漂着の対応について地域毎に整理しており、その対応方針、体制で対応してもらえるとよい。
- 2) 西表島の流木について、持ち主が放棄することもある。海岸管理者で持ち主を確認しても持ち主に処理する意思がない場合は、県で早急に処理してもらい後で請求するなどの方法もある。県で早めに連絡をとり、早めに処理してもらいたい。対策会議などを招集するなどの仕組みづくりが必要である。
→ 平成23年度の協議会において、関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作りを検討

し、まとめている。そちらで対応できると考えている。予算措置を考えた対策ではなく、工夫の余地がある。

→県庁内には船の座礁の際等に関係部局が集まり情報交換や対策を検討する体制は作られている。日本の法律上では排出事業者責任があり、持ち主が所有権を放棄しても処理を持ち主に指示するという仕組みがある。今回は処理が行われなため行政が代わって処理を行う。予算が下りたかについては確認の上連絡する。

→今回は持ち主がすぐに判明したため、早期の撤去の文書依頼等はすぐに実施している。予算については海岸防災課と財政課で調整しているところである。

3) 西表島でのオイルボールの回収事業について、予算が下りたのは漂着してから1ヶ月程度過ぎたあとだった。海岸管理者か所有者が回収処理をしなくてはならないのであれば、予算が下りるまで待つのではなく、予算を保証してもらい、回収は先行して行いたかった。緊急措置として予算を保証してもらえるとよい。時間がたつと回収が困難になる。

→県には基金的な、予備費的な資金がないのが現状である。今後の検討課題としたい。

議題5 海岸漂着物のモニタリング調査(案)〔資料6〕

1)モニタリング調査の実施時期を11月と1月とした理由は何か。もっと時期を広げてはどうか。

→平成22年度から開始したモニタリング調査では、11月、1月、5月、9月の年4回の調査を実施してきた。昨年度は予算執行の時期の都合上、冬の漂着量の多い時期である11月と1月に実施している。11月から1月の60日間あたりのごみ量については6年分の比較が可能である。

→4回実施は予算的にも金額が大きく限られた予算の中では実施が難しいのが現状である。予算との兼ね合いをみながら検討したい。

議題6 海岸漂着物及び有害物質の影響と対策方針の検討(案)〔資料7〕

1)生態系への影響配慮について、主に甲殻類が対象になっている。生態系への影響をみるのであれば、海ガメ、チョウ類、など海域や海岸を利用するより広い生物について対象にしてはどうか。

→現時点ではそこまでの取り組みはできていない。来年度以降に検討を進めていきたい。

→海岸の生態系、生物についての知見はほとんどなく、沖縄県では海岸に注力する考えで実施している。現時点での調査は限定的であり生物やその生息環境全体の調査には至っていない。有識者会議でも今後の対応について検討していきたい。

議題7 発生抑制対策に係る事業計画(案)〔資料8〕

1)今年から交流対象が増えるが、ベトナムやマレーシアなど交流対象を増やした方がいい。

→今後、広げていきたいと考えている。行政の取組も重要であるが、民間でも連携が深まっており、非常に重要なことであると考えている。

議題 8 平成 29 年度の実施計画(案)〔資料 9〕

- 1) 鳩間島では発泡スチロールの海岸漂着物の資源化を行っているが、補助金が打ち切られて処理が困難になっている。次年度以降、鳩間島への支援を検討してもらいたい。
→機材のリースであれば制度上は対応が可能である。竹富町として補助金を申請するか検討してもらいたい。

- 2) 大阪の高校生 400 名を対象として環境教育授業としてビーチクリーンツアーを実施する計画である。海岸漂着物を教材としたビーチクリーンツアーは環境教育として可能性がある。県としても検討に加えてもらいたい。
→県として直接アピールする場がないが、文化環境スポーツ部で観光客の誘致、ツアー等も実施していることから、メニューとして加えることが可能か検討していきたい。また、県HPでの海岸漂着物の取組の紹介についてもより充実化を図りたいと考えており、そこでも掲載するなど検討したい。
→海岸漂着物はネガティブな題材であるため、以前に検討してもらったツアー会社では消極的な扱いであった。今回の授業を大々的に取り上げることで県内でも定着する可能性がある。

- 3) モニタリング調査について、石垣島は調査地点が 1 地点のみであるが、モニタリング地点をあと 1、2 点増やすことを検討してもらいたい。
→伊野田海岸は東向きの代表海岸として選定しており、他の方向の海岸は西表島に設置している。石西礁湖の内側は漂着量のデータがとりづらく、石西礁湖を中心に東西南北に調査点を設置している。

- 4) 防風林や植生帯の中にも漂着物がたまっている。ボランティアでは回収が困難であるため、回収を検討してもらいたい。要望である。
→防風林は海岸管理者の所管ではないためどこまでできるかわからないが、検討したい。

- 5) 人が住んでいない海岸線は船がないと回収が難しい。そのような場所の回収も検討してもらいたい。
→資料 9「平成 29 年度の実施計画(案)」では「回収事業の実施方法の検証」では回収事業が行われていない海岸についての回収事業の実施、回収方法の検討を予定している。

その他

- 1) 補助事業について、交付時期が遅い。新年度予算での交付は無理か。
→市町村の持ち出し分があるため、前年度に要望調査を市町村に行い、要望があった市町村には予算措置を行っている。平成 28 年度からは年度当初から事業を実施している。平成 29 年度は調整中である。

以上

2.5.3 指摘事項と対応

議題1 海岸漂着物等対策推進事業及び協議会の目的〔資料2〕

特になし

議題2 平成21～27年度における沖縄県の海岸漂着物対策に係る事業概要〔資料3〕

1	<p>【指摘】 マイクロプラスチックの生物影響について、観光業等への風評被害の議論を以前に行ったが、地域の環境教育の場で使用すればいいか。</p> <p>【対応】 現在、本事業においてマイクロプラスチックの生物影響に係る情報収集や調査検討等を実施しており、これらの成果を地域の環境教育に有効活用できるよう、その手法も含めて検討している。</p>
---	--

議題3 平成28年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業実施計画(案)〔資料4〕

特になし

議題4 海岸漂着物等の回収事業について〔資料5〕

1	<p>【指摘】 西表島では今年度、大量に流木が打ち上げられている。流木についても処理してほしい。また、流木のみでの回収ではなく、海岸漂着物と同時に回収・処理を行う方が効率がよい。</p> <p>【指摘】 西表島の流木について、持ち主が放棄することもある。海岸管理者で持ち主を確認しても持ち主に処理する意思がない場合は、県で早急に処理してもらい後で請求するなどの方法もある。県で早めに連絡をとり、早めに処理してもらいたい。対策会議などを招集するなどの仕組みづくりが必要である。</p> <p>【指摘】 西表島でのオイルボールの回収事業について、予算が下りたのは漂着してから1ヶ月程度過ぎた後だった。海岸管理者か所有者が回収処理をしなくてはならないのであれば、予算が下りるまで待つのではなく、予算を保証してもらい、回収は先行して行いたかった。緊急措置として予算を保証してもらえるとよい。時間がたつと回収が困難になる。</p> <p>【対応】 ご指摘の問題については、平成23年度沖縄県海岸漂着物対策事業において、沖縄県海岸漂着物対策地域計画の附属資料として「海岸漂着物対策に係る関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作り」をまとめている。この記載内容に従った対応を行うべきであるが、この附属資料を作成してから約5年が経過しているため、改めて記載内容について周知が必要と考えている。危険性の高い海岸漂着物の扱いについても同様である。</p>
---	--

議題5 海岸漂着物のモニタリング調査(案)〔資料6〕

特になし

議題6 海岸漂着物及び有害物質の影響と対策方針の検討(案)〔資料7〕

特になし

議題 7 発生抑制対策に係る事業計画(案)〔資料 8〕

1	<p>【指摘】今年から交流対象が増えるが、ベトナムやマレーシアなど交流対象を増やした方がいい。</p> <p>【対応】今後は、まずは東アジア地域の行政及び民間の連携を深め、発生抑制対策の効果を上げていく方針である。その後は東南アジア地域へ交流対象を拡げる事も検討していく。</p>
---	--

議題 8 平成 29 年度の実施計画(案)〔資料 9〕

特になし

その他

特になし

以上